特集① 特定地域づくり事業協同組合制度について

特定地域づくり事業協同組合制度とは、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定 地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業(無 期雇用職員に限る。)を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受ける ことができるようにするというものです。

組合は、年間を通じて正規職員を雇用し、「繁忙期の人出を確保できない」、「安定した雇用機会を提供できない」等の人 材確保に課題を持つ事業者(組合員)に対して労働者派遣事業を行います。

本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込 むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができます。

新たな産業の創出

事業の後継者育成

雇用創出

移住者・定住者の増加

特定地域づくり事業協同組合をつくるには?

- 1. 事前準備(事業者・市町・関係事業者団体間の相談・調整)
 - ●活動地区が人口急減地域であることの確認
 - ●次の事項について関係者間の調整及び支援が見込めることの確認
 - ・組合員となる事業者の確保
 - ・派遣職員となる労働者の確保
 - ・事務局職員や事務局スペースの確保
 - ・市町による組合設立・運営に係る財政支援等

2. 事業計画(案)の作成

- ●次の事項について案の作成
 - ・組合の経理的基礎の見通し(組合員からの出資、市町からの財政支援)
 - ・派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営経費、市町からの財政支援等の見通し及びそれらに基づく 収支見通し
- ・各職員の年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援等

3. 関係機関への事前相談

- ・三重県・三重県中小企業団体中央会:下記4(事業協同組合の設立認可手続)について
- ・三重県:下記5(特定地域づくり事業協同組合の認定手続)について
- ・三重労働局:下記6(労働者派遣事業の届出)について

※事業計画(案)の作成と関係機関への事前相談は、並行して進めることで、事業計画の具体化が可能となり、円滑 な立上げにつながります。

4. 事業協同組合の設立認可手続

発起人の選定(4事業者以上)、定款案等の作成、創立総会開催、三重県への設立認可申請、出資払込、設立登記

5. 特定地域づくり事業協同組合の認定手続

三重県に事前相談・確認した申請書類等を提出、三重県の確認・認定(10年更新制)

- □ ①人口急減地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体であり支援が必要な地区であること
- 認 ②特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分に配慮されていること
- 定 ③地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること
- → 進 ④経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準を参酌)

⑤組合・関係事業者団体・市町との間の十分な連携協力体制が構築されていること

6. 労働者派遣事業の届出

三重労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出、三重労働局の確認・受理

<u>※特定地域づくり協同組合が届出により労働者派遣事業を実施できるのは、全ての派遣労働者が無期雇用職員である場合に限られます。</u>

7. 特定地域づくり事業開始!

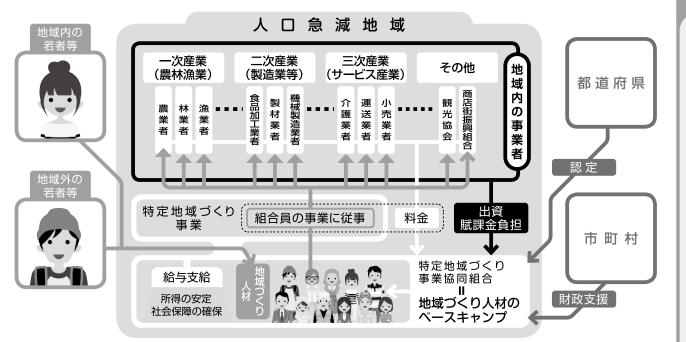
― お問い合わせ先

事業協同組合設立についてお尋ねのときは→ 三重県中小企業団体中央会 TEL:059-228-5195 特定地域づくり事業協同組合の認定についてお尋ねのときは→

三重県地域連携部南部地域活性化推進課定住促進・過疎離島班 TEL:059-224-2195 特定地域づくり事業協同組合制度全般についてお尋ねのときは→

総務省自治行政局地域振興室 TEL:03-5253-5534





※総務省 特定地域づくり事業協同組合リーフレットより引用

事例紹介

海士町複業協同組合【島根県】

〈業 種〉食料品加工業、宿泊業、漁業、農業、教育・学習支援業 等

- 〈事業〉労働者派遣事業、視察・研修共同受入事業、共同宣伝事業など
- 〈組 合 員 数〉 設 立 時:5名 → 現在:15名
- 〈派遣職員数〉認定申請時:2名 → 現在:5名

【設立から現在まで】

本制度による全国第1号の認定組合となる。組合員の数が設立時より10名増加し、規模を拡大しつつ ある。派遣職員は新卒・中途を問わず採用し現在5名、全て島外からの移住となっている。組合の活動等 については公式HPでの発信や、派遣職員全員がTwitterアカウントを個別に作成しており、情報発信を 積極的に行っている。

【将来に向けた取組】

設立当初は派遣職員の独立を最終目標としていたが、さまざまな事業所で勤務する中で組合員のもと へ就職したり他の地域へ移住するなどあらゆる動きが想定されるため、複数の事業所で勤務するプロセ スを経た上ですべての選択が納得のいく最良な決断であることを示すにはどういう組織の在り方がいい かを派遣職員と事務局で話し合っている。

→<u>あくまでも派遣職員自らが将来どの様な決断をするかに重点を置き、組合はそれらを考える場や機会</u> <u>を提供することで、派遣職員の活動をフォローしている。</u>





特集①

特定地域づくり事業協同組合制度について